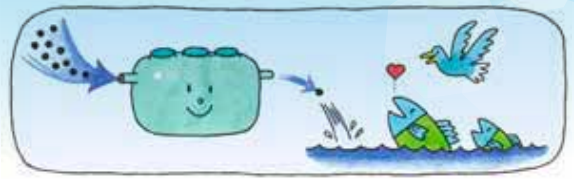


毎年10月1日は「浄化槽の日」です

環境課環境保全係 ☎ 25 1147

水質保全と快適な生活に役立つ浄化槽

浄化槽（合併処理浄化槽）は、トイレや台所、洗濯、風呂などの汚水を、微生物の働きを利用してきれいにする施設です。微生物が活躍しやすい環境を保つように維持管理を行うことが大切です。保守点検、清掃、法定検査を定期的に行うことが浄化槽法で義務づけられています。



浄化槽は維持管理が大切です

保守点検

浄化槽の機能を良好な状態で維持できるように、汚泥（微生物）や機器の点検、調整などを行います。（家庭用では年3～4回）



清掃

浄化槽の機能を十分に発揮させるため、槽内にたまった汚泥などの引き抜きおよび機器類の洗浄などを行う作業です。（年に1回、全ぱっ気方式は6か月に1回以上）



法定検査

保守点検・清掃が適切に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかを総合的に判断するための検査です。浄化槽法では年に1回受けることが義務づけられていますので、必ず受検してください。

法定検査の申込先

一般財団法人三重県水質検査センター ☎ 059-213-0707



浄化槽の正しい使いかた

放流水は必ず消毒を！

浄化槽の放流水には消毒が必要です。消毒剤は定期的に補充しましょう。

トイレットペーパーをお使いください

タバコの吸いがら、生理用品、雑物、ゴム製品は絶対に流さないでください。

マンホールの上に物を置かないで！

保守点検、清掃や法定検査のときに不便ですので、マンホールの上には物を置かないでください。

電源を切らないでください

ぱっ気型浄化槽で電源を切ると、微生物が死んでしまい、処理ができなくなります。電源は絶対に切らないでください。

合併処理浄化槽の設置を

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水の両方を処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、生活排水の汚れを大幅に少なくすることができます。

すでに設置されている単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽への転換の努力義務が法律で定められています。合併処理浄化槽を設置する人には補助金を交付していますので、補助条件など詳しくは、市ホームページをご覧ください。